

社会福祉法人常陽社会福祉事業団職員行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、従業員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間

平成27年 1月 1日 から 平成31年3月31日 までの 4年間3ヶ月

2 内容と対策

<目標1> 計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

- ◇ 男性の育児休業取得者を 3名以上 にする。
- ◇ 女性の育児休業取得率を 80%以上 にする。

<対策>

- ◇ 平成27年 1月～ : 各事業所研修時に育児休業給付金等の情報提供を行う。
- ◇ 平成27年 1月～ : 育児休業の取得希望者にその都度説明を行う。

<目標2> 新入社員を対象とした「新任者研修」時に制度の説明及び情報提供を行う。

<対策>

- ◇ 平成27年 4月～ : 産前産後休業や育児休業中における、育児休業給付及び社会保険料免除等制度の情報提供を行う。